

北海道版労働災害防止計画が策定される

(平成25年度から29年度)

国の第12次労働災害防止計画
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/>)

を踏まえ、厚生労働省北海道労働局が管内の労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせ、今後重点的に取り組む対策が定められました。

<計画の全体目標>は、平成24年と比較して平成29年までに死亡災害の撲滅を目指して死亡者の数を20%以上減少させる。休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させることとされました。

ポイントとしては以下のとおりです。

1 死亡災害の防止に重点を絞って

建設業、製造業、林業での、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」「かかり木処理を含む伐木造材による災害」の防止に重点をおいた取り組み

2 第三次産業の災害防止に焦点を当て

労働災害が増加している第三次産業、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」における自主的な活動の促進を図り、転倒災害防止・腰痛防止対策等の安全衛生対策を推進

3 災防団体・業界団体等と連携し

労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等と連携、協働して対策を推進

<健康確保・職業性疾患対策>

- ①メンタルヘルス対策
- ②過重労働対策
- ③化学物質対策
- ④粉じん対策
- ⑤受動喫煙防止対策

メンタルヘルス対策 支援センターが開設 されました!

職場のメンタルヘルス対策でお困りのことはございませんか?

例えば

☆「職場復帰プログラム」はどのようにつくればよいの?

☆管理監督者への教育はどうしたらよいの?

☆メンタルヘルス不調者への対応方法は?など

提供するサービスは無料です。
お気軽にお問合せください。

TEL・FAX/
011-242-0055

メール/
mhshien@hokkaido-sanpo.jp

ホームページ/
<http://www.sanpo01@hokkaido-sanpo.jp/mental/>

法令改正の概要

1. 塗装業の皆様へ

労働安全衛生法の関係法令が改正され、新たにエチルベンゼンが規制対象(特定化学物質)になりました。

屋内作業場や船体ブロックの中などで塗装をする場合が規制の対象です。

エチルベンゼンは主に溶剤系塗料に含まれています。

・安全データシート(SDS)により含有の有無と含有率を確認できます。

・エチルベンゼンは発がん性や生殖毒性が指摘されていること等から特定化学物質になりました。

○これまで、溶剤系塗料に含まれるキシレンやトルエンについて有機溶剤中毒予防規則に基づき対策が講じられてきましたが、エチルベンゼンはキシレンが含まれている塗料・シンナーには必ず含まれています。

塗料やシンナーにエチルベンゼンが1%を超えて含まれる場合とキシレン等の有機溶剤とエチルベンゼンが合計して5%を超えて含まれる場合が対象です。

<追加して必要となる対策> ・壁、床、天井について行う業務の場合で「タンク等の内部」作業では、これまでの対策に加えて「全面型マスクである防毒マスク」の呼吸用保護具が義務化になりました。

—既存の作業場では、平成26年1月1日から義務化—

・作業主任者もこれまでには有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任していたのに追加して、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から特定化学物質作業主任者を選任することが義務化になります。

—平成27年1月1日から義務化—

詳細は以下のURLで、

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/dl/anzeneisei48-01.pdf>

風しん流行中!!

今年の患者報告数は昨年
の約30倍!

1. 従業員が予防接種のための医療機関などの受診を希望した場合には、ご配慮ください。

2. 入社時などに、予防接種の記録の確認を本人に呼びかけるようにしてください。

3. 職場での感染予防のため、風しんにかかった人の休暇についてご配慮ください。

4. 従業員に対し、風しん抗体検査の機会を設けるようにご配慮ください。

研修会のご案内（7月～8月）

番号	日時	研修テーマ	講師	研修開催地
衛8	7月22日（月） 18:00～20:00	VDT作業を快適に －環境整備とリフレッシュ体操－	北海道中央労災病院 勤労者予防医療センター 主任理学療法士 坂本 和志	札幌市
衛9	7月31日（水） 18:00～20:00	勤労者のための栄養管理 －おいしく悪玉コレステロールを 下げる食事－	北海道中央労災病院 勤労者予防医療センター 管理栄養士 大山 由美子	札幌市
衛10	8月27日（火） 18:00～20:00	健診結果と生活習慣病の予防 （血圧編）（血管年齢）	北海道中央労災病院 勤労者予防医療センター 保健師 小宅 千恵子	札幌市

☆研修申込方法、研修会場など詳しいことは、北海道産業保健推進センターホームページ又は、北海道産業保健推進センター電話011-242-7701までお問い合わせください。参加費は無料です。

事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策の概要について（平成25年3月14日付け労働基準局長名通達）

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、洗浄・拭き取りの業務での使用を控えることとする。やむを得ず洗浄・拭き取りの業務を行うときは、発散抑制措置や気中濃度の測定、作業の記録など、特化則に準じたばく露防止対策を講ずる。

2 洗浄・拭き取りの業務でのばく露防止

①SDSの入手と共有

洗浄剤の購入時に資材納入業者などから、化学物質の安全データシート(SDS)を入手
SDSを作業場内に掲示して労働者に周知する。

②換気の確保

換気装置を設け、作業場の気中有害物質の濃度を有害な程度以下にする。

③保護具の使用

有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用させる。

④作業方法の改善

作業位置、姿勢、作業方法、作業時間を見直してできるだけばく露を減らす。

⑤使用物質の代替

SDSで許容濃度や蒸気圧などの有害性を比較し、有害性が低いことを確認してから代替する。

重要！

北海道産業保健推進センターの
メールアドレス・URLが変更になりました。

記

変更後：E-mail
sanpo01@hokkaido-sanpo.jp
変更後：URL
<http://www.hokkaido-sanpo.jp>

情報配信サービスのご案内

毎月1回程度、研修会等の開催予定情報や産業保健に関する法改正等の情報を無料でメール配信しております。推進センターのホームページから申し込むことができます。
(<http://www.hokkaido-sanpo.jp>)

編集後記

夏本番です！
海水浴、キャンプ、ラフティングなど夏の魅力はいっぱいです。
熱中症防止のために、水分補給を怠りなく！

公園の水面に映る二重虹

(H・N)